

## 勿凝学問 337

言うは易し行うは難し一元化

やっぱり他のテーマにしようと思ってボツにした原稿

2010年12月14日

慶應義塾大学 商学部

教授 権丈善一

この文章は、[勿凝学問 336](#)の中の12月20日刊行『週刊東洋経済』「経済を見る眼」の原稿の話の続きである。勿凝学問 336の最初に載っている原稿を編集者に送り、その後、ふたりで、ああだこうだ、そうだどうだとやりとりして遊んだら、次のような形にまとまった。

民主党は2009年の総選挙で、年金や医療といった社会保険の一元化をマニフェスト（公約）に掲げていた。筆者には予想できたことではあるが、現在に至るまで一元化の具体的道筋は示されていない。それどころか、一元化を先送りするかにしか見えないことを次から次にやっている。

一元化が難しい理由の一つは、所得捕捉率の異なる人達を一つの保険集団にまとめることは公平さに欠く、との批判があるからだ。社会保険では、所得が高きから低きに流れる垂直的な再分配が行われている。この垂直的再分配を、捕捉率の異なる所得を基準にして行えば、制度は意図に反し不公平なものになる。実際、所得捕捉率は、クロヨンという言葉があるように、被用者（会社員や公務員などの雇われ人）は9割と高いが、自営業者は6割、農業者では4割とも言われ、税務署による所得の把握は容易ではない。

日本では、所得捕捉率が高い被用者層を対象にした社会保険が先に整備され、被用者以外向けには1961年に国民年金、国民健康保険を準備して皆年金・皆保険が達成された。その後、就業構造が変化し、国民年金や国民健康保険では、保険財政を支える人たちが減ったため、被用者保険から財政支援する必要性が高まった。そこで、1980年代に、老人保健、基礎年金という、被用者保険から支援をする財政調整制度が導入された。

こうした財政調整は、しばしば「財布を一緒にした」制度と評されることがある。しかし、そう簡単には言い切れない。

財政調整の方法には、大別して「加入者割」と「総報酬割」がある。

加入者割は、財政調整が必要な総額を保険加入者の総数で割って算出した1人当たり負担額を、加入者数に応じてそれぞれの保険者に割り振る方法で、日本で採用されている。

もう一つの総報酬割は、財政調整が必要な総額を、保険加入者の総報酬額で割って算出する保険料率を、すべての加入者に課す方法である。

両者は、制度の発想自体が大きく違っている。加入者割の場合は所得にかかわらず1人当たりの負担額は同じになり、垂直的な所得再分配は行われない。他方、総報酬割ではそうした所得移転が起こる。

民主党が2009年マニフェストで言っていた「被用者保険と地域保険の統合」、そして最近では日本医師会も唱える医療保険の一元化は、被用者とそれ以外の人との間の財政調整を総報酬割で行うことになる。

ところで、韓国では、被用者の医療保険財源で地域保険（日本の国民健康保険に相当）を救済するために、03年に一元化を実施した。ところが韓国は、納税者番号制の先進国であるにもかかわらず、被用者と自営業者らとの間の所得捕捉率の違いを乗り越えきれないでいる。所得捕捉のカギを握る「事業収入の把握」と「どこまで経費と認めるか」という課題に、番号はきわめて限定された役しか果たさないからである。それゆえ医療保険が一元化されたものの、公平さに欠くと受け止められ、大きな社会問題となっている。

目下、民主党が一元化に距離を置いているのは、賢明と言えれば賢明と言えるが、そうならばあのマニフェストは一体、何だったのかということになる。もっともそれを言い始めればはてしなく切りがないのだが…。

でっ、この文章をまとめ終えていざ入稿となった頃、なんだか他のテーマについて書きたくなったので、それについて書くことにしてしまったわけです。ということで、来週の月曜日に出る『週刊東洋経済』には、これら社会保険の一元化問題とは、ぜ～んぜん関係のない内容の「経済を見る眼」が載っています。

「えっ？ どんなの？」と聞きたいだろうけど、教えてあげないよ(。ー)ボツ...